$\frac{\sum_{n=26}(B_n \times C_n)}{536\text{円} \times A}$

算式ⅩⅦの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{26} = 0.029$

$C_{27} = 0.028$

$C_{28} = 0.0271$

$C_{29} = 0.0214$

$C_{30} = 0.02169$

$C_{令元} = 0.00064$

$C_{令2} = 0.00107$

$C_{令3} = 0.00144$

算式ⅩⅧ

$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{536\text{円} \times A}$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令

$\frac{\sum_{n=26}(B_n \times C_n)}{554\text{円} \times A}$

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{26} = 0.029$

$C_{27} = 0.028$

$C_{28} = 0.0218$

$C_{29} = 0.0214$

$C_{30} = 0.00105$

$C_{令元} = 0.00064$

$C_{令2} = 0.00107$

算式ⅩⅩ

$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{554\text{円} \times A}$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ⅩⅩの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　符号 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令